

## 令和6年度建設工事に係る業者選定基準等の公表について

大村市発注の建設工事において、指名業者の選定の客観性・公平性を確保するとともに、入札手続きの透明性を図るため、下記のとおり公表いたします。

### 記

#### 1 格付認定基準

- (1) 格付は、市内業者または準市内業者として認定を受けた者を対象に行う。
- (2) 格付の対象工種は土木一式・建築一式・電気・管・舗装・造園・水道施設工事の7工種とし、経営事項審査結果通知書の総合評定値に主観的事項を加えた総合数値により各工種ごとに行う。

なお、主観的事項の評点は、次のとおりとする。

- ア 特定建設業者については、10点を加える。
- イ ISO9000Sの認証取得業者に対しては、認証を受けた工種に20点を加える。
- ウ 指名停止を受けた者は、内容に応じ100点を限度として減じる。
- エ 格付の対象となる年度の前年度において大村市優良建設工事表彰を受けた業者は、その工種に20点を加える。
- オ 社会貢献活動（市内業者について行う。）

##### ①消防団活動

a 及び b の合計点数を加える。ただし、加点の上限は30点とする。

- a) 大村市消防団活動協力事業所表示証の交付を受けている者に10点を加える。
- b) 格付の対象となる年度の前年度の10月31日時点において勤務している職員が、大村市消防団に1年以上所属している業者に1人当たり5点を加える。

##### ②障害者雇用活動

建設業者が「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）で、同法第43条第2項に規定する障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）を審査対象特定日の属する年の6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用しているか、又は法定事業主以外の建設業者で、障害者を審査対象特定日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合に10点を加える。

##### ③協力雇用主活動

a 及び b の合計点数を加える。ただし、加点の上限は10点とする。

- a) 協力雇用主として法務局長崎保護観察所又は特定非営利活動法人長崎県就労支援事業者機構に登録されている業者に5点を加える。
- b) 格付の対象となる年度の前年度において、保護観察又は更生緊急保護の対象者を3ヶ月以上雇用している業者に5点を加える。

##### ④災害時支援活動協定

大村市と「災害時における支援活動に関する協定書」を締結し、大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときに一定の役割を担う業者に10点を加える。

##### ⑤災害復旧工事完工実績

格付の対象となる年度の前年度の2箇年度において、土木一式工事として発注した公共土木災害又は農地・農業施設災害復旧工事を元請けとして完成させた業者に工事件数1件当たり10点（令和2年7月豪雨災害に係る応急工事については工事件数1件当たり1点）を土木一式工種に加える。ただし、加点の上限は40点とする。

※加点対象は、令和4年3月から令和6年2月までに完成した工事とする。

⑥漏水対応工事等実績

格付けの対象となる年度の前年度において、大村市上下水道局発注の大村市給排水設備維持管理業務委託に基づく漏水対応工事等の実績を有する業者（管工種及び水道施設工種）に20点を加える。

⑦ボランティア活動

a 及び b の合計点数を加える。ただし、加点の上限は10点とする。

a) 格付けの対象となる年度の前年度において、大村市道路里親制度に登録し環境美化活動を実施した業者に活動実績6回以上の業者は10点、3回から5回の業者は5点を加える。

b) 格付けの対象となる年度の前年度において、市が主催又は後援する各種イベントの運営に企業として積極的に関与し、市関係部局の証明書を提出できる業者に10点を加える。

カ 継続学習制度（市内業者について行う。）

①格付けの対象となる年度の前年度の10月31日時点において勤務している土木施工管理技士の資格を有する職員が、同日以前1年間に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／継続学習制度（CPDS）の学習単位を取得している場合、土木一式工種の主観点に次の表の左欄の区分により右欄の点数を加える。

登録学習単位合計数	付与点数
100 ユニット以上	10 点
80 ユニット以上 100 ユニット未満	8 点
60 ユニット以上 80 ユニット未満	6 点
40 ユニット以上 60 ユニット未満	4 点
20 ユニット以上 40 ユニット未満	2 点

②格付けの対象となる年度の前年度の10月31日時点において勤務している建築士等の資格を有する職員が、同日以前1年間に公益社団法人日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議が実施する建築技術継続能力開発制度（CPD）継続学習制度の学習単位を取得している場合、建築一式工種の主観点に次の表の左欄の区分により右欄の点数を加える。

登録学習単位合計数	付与点数
100 単位以上	10 点
80 単位以上 100 単位未満	8 点
60 単位以上 80 単位未満	6 点
40 単位以上 60 単位未満	4 点
20 単位以上 40 単位未満	2 点

キ 技術的評価（市内業者について行う。）

①格付けの対象となる年度の直前の3審査対象期間（3年間）に工事完成確認書を通知した工事について、次の表における各建設業者の工種ごとのそれぞれの工事について市が評定した工事成績評定点に対応する付与点数を累計した数値を、審査期間数で除して得た点数（少数点以下切り捨て）を主観点に加える。ただし、加点の上限は100点とし、下限は設けない。

工事成績（点）	付与点数（点）
0～75	工事成績－65
76～85	10+（工事成績－75）×2
86～100	30+（工事成績－85）×3

※審査対象期間は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

②客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力（Z）において工種ごとに認定された1級技術者、2級技術者、その他の技術者についてそれぞれ一人につき

順に1点、0.5点、0.2点を付与することとし、それぞれ該当者の人数を乗じて合算した点数（少数点以下切り捨て）を該当する工種について主観点数に加える。ただし、加点の上限は30点とする。

③格付の対象となる年度の前年度の10月31日時点において、勤務する職員が一般社団法人日本道路建設業協会認定の舗装施工管理技術者資格を有しているまたは取得することが確定している場合、1級資格は1人当たり5点、2級資格は1人当たり3点を付与することとし、それぞれの該当者の付与点の合計を舗装工種の主観点数に加える。ただし、加点の上限は30点とする。

(3) 格付の公表

格付名簿は、大村市ホームページ及び契約課で公表する。

(4) 新規認定審査基準

ア 新規に格付認定を受ける場合は、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 市内業者の場合

- ① 認定を受けようとする工種に常勤（正社員）の技術者が1名以上いること。
- ② 認定を受けようとする工種の経営事項審査結果通知書における総合評定値が500点以上であり、かつ年間平均完成工事高が次に定める額以上であること。

認定を受けようとする工種	年間平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、舗装工事	20,000 千円以上
電気工事、管工事、造園工事、水道施設工事	10,000 千円以上

- ③ 市税等の滞納がないこと。

(イ) 準市内業者の場合

(ア) に定めるほか下記の条件をすべて満たしていること。

- ① 大村市内に建設業法上の営業所と専任の技術者を有するものであること。
- ② 委任状の提出をしているものであること。
- ③ 大村市内に事務所を設置し「事務所の設置届」を提出したもので、さらに本市の法人市民税等の納税証明書を提出しているものであること。

イ 上記の条件をすべて満たしているものは、1年目は格付等級の新規業者として登録し、次年度からは該当する等級に格付する。

ウ 準市内業者の認定枠は、原則として1工種とする。ただし、特に認定する必要があると認められる場合は、1工種に限り追加認定できるものとする。

なお、既に2工種認定しているものについては追加認定はしない。

(5) 格付の基準

総合数値により次のとおり格付する。

工事の種類	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
格付区分	A 740点以上かつ主観点30点以上及び平均完工高3,000万円以上	認定のみ	認定のみ	認定のみ
	B Aランク以外の業者 新規 新規認定業者	新規 新規認定業者	新規 新規認定業者	新規 新規認定業者
工事の種類	舗装工事	造園工事	水道施設工事	
格付区分	認定のみ	認定のみ	認定のみ	
	新規 新規認定業者	新規 新規認定業者	新規 新規認定業者	

2 指名業者の選定

(1) 建設工事の発注における業者の選定は、原則として下記発注基準のとおりとする。

- ① 指名業者を選定するときは、格付名簿に基づき、予定金額・工事内容及び工事場所に  
 応じ、適正な等級の業者の内から選定する。
- ② 前項①に係わらず、必要と認められるときは、対応する等級の直近上・下位に属する有  
 資格者の内から選定できる。
- ③ 前項②の場合、原則としてその数は選定される全業者数の半数を超えないものとする。
- ④ 災害復旧工事、緊急を要する工事、特殊な技術、経験を必要とする工事又はその他特殊  
 な場合は、上記①、②及び③に係わらず適格者を選定できる。
- ⑤ その他の工事については、当該工種の適格者の中から選定する。
- ⑥ 工種別発注基準は、原則として次のとおりとする。

<工種別発注基準>

種 類	等級	請 負 工 事 標 準 額	選 定 範 囲	備 考
土木一式 工 事	A	1, 0 0 0 万円以上	A級	
	B	1, 0 0 0 万円未満	B級	
	新規	※新規業者を選定できる額は5 0 0 万円未満とする。		

※ ただし、格付認定2年目以降に総合数値が5 0 0 点未満となった場合は、発注できる  
 限度額は5 0 0 万円未満とする。

(2) 指名業者数 建設工事に係る指名業者の数は、原則として次に定めるところによる。

工 事 区 分	請 負 工 事 標 準 額	指 名 業 者 数
土木一式工事 建築一式工事	1件 1, 0 0 0 万円未満	3~7 社
	1件 1, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	10 社
	1件 5, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	12 社
	1件 1 億円以上	15 社
電 気 工 事 管 工 事 そ の 他	1件 1, 0 0 0 万円未満	3~7 社
	1件 1, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	10 社
	1件 5, 0 0 0 万円以上	12 社

※最低指名業者数を3社とし、市内に本社のある業者で確保できるときは7社まで確保する。